

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会

議 事 録

令和6年度 第1回

令和6年7月29日(月)開催

1 日 時 令和6年7月29日(月) 15時10分～17時30分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 3名中3名出席
臼木智昭 嵯峨 宏 長岐和行

労働者委員 3名中3名出席
井上正克 後藤正文 佐藤伸幸

使用者委員 3名中3名出席
小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 加賀谷賃金室長補佐
我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
- (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (4) 今後の専門部会の開催日程について
- (5) その他

5 配付資料

- 資料番号1 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿
資料番号2 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨
資料番号3 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程(案)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第1回「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を開催いたします。今年度第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行役を務めさせていただきます。

本専門部会委員の任命につきましては、本年7月18日付けで行っております。ご就任いただきました委員の皆様は、資料1「秋田県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。本専門部会委員全員が本審の委員でもございますので、委員紹介は省略させてい

たきます。委員の皆様におかれましては、結審までよろしくお願ひいたします。

また、辞令につきましては、机上の封筒に入れさせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員が出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、議題1の「秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」をご審議いただきたいと思います。

部会長は、最低賃金法第24条第2項の規定の例により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」、また「部会長代理は、同条第4項の規定の例により、選挙された者が部会長の職務を代理する。」となっておりますが、本専門部会におきましては、従前より「公益委員の話合い互選」により選出された委員を、部会長及び部会長代理と決定している経緯がございますが、この選出方法でご異議ございませんでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声ございましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、嵯峨委員から報告をお願いいたします。

○嵯峨委員

公益委員の互選結果についてご報告します。

部会長を長岐委員、部会長代理を臼木委員としていただきたいと思います。

○杉本賃金調査員

ただ今嵯峨委員から、ご報告をいただきました。部会長に長岐委員、部会長代理に臼木委員を選出することで、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、部会長を長岐委員に、部会長代理を臼木委員にお願ひ

いたします。

それでは、これからの議事進行は長岐部会長にお願いいたします。

○長岐部会長

ただいま部会長に選出していただきました長岐です。今年も専門部会が非常に重要なところと注視されておりまして、すでに一般的にはマスコミ・報道機関・ニュース・その他で本審で説明があったように目安が50円と示されて、若干外堀を埋められた感はありますが、あくまでも最低賃金法に基づいて地賃の審議は地域の独自性を発揮して審議することとなっておりますので、できれば「全会一致」が理想ではございますし、現実にそうなって欲しいと思います。労働者側・使用者側各委員のご協力を得まして、秋田の地賃の金額を決める審議を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題2の「秋田県最低賃金の改正決定に関する意見聴取」について審議いたします。7月3日の本審において意見陳述が認められておりますので、具体的な聴取について審議したいと思います。

参考人の意見陳述の時間等については、昨年と同様に15分程度意見を述べていただき、その後、質問・意見交換の時間を15分程度設けるということで進めてよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは、参考人の意見聴取に入りたいと思います。

参考人を事務局からご紹介してください。

○杉本賃金調査員

参考人を紹介させていただきます。

報道機関の方は撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

向かって右側の方は、秋田県労働組合総連合 [REDACTED] さんです。

もうおひとりの方は、秋田県医療労働組合連合会 [REDACTED] さんです。

お二人からは、事前に意見陳述要旨をいただいております、資料2としてお付けしております。

報道機関の方にはお願いですが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、部会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○長岐部会長

参考人からの意見聴取の所要時間ですが、それぞれ15分程度意見を述べてもらい、その後両参考人に対して15分程度質問及び意見交換の時間としますので、よろしくお願ひします。

それでは、最初に■■■■参考人から意見を述べてください。座ったままで結構です。

○■■■■参考人

秋田県労働組合総連合■■■■です。このたび秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会を与えていただき、感謝申しあげます。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた各委員のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

秋田県労連は1989年11月23日に結成され、21単産・単組、8地域組織で構成されています。私たちは結成以来、一貫して、地域別最低賃金の引上げをはじめ、すべての労働者の賃金底上げを実現し、消費購買力を高め、地域経済の活性化を図ることを追求してきました。また、秋田県労連は医療・介護・保育・運輸・製造・建設・通信・販売・サービスなどの民間労働組合がその構成組織として活動しており、その中にはパート・アルバイト・臨時・派遣などいわゆる非正規労働者も多く含まれています。この非正規労働者は、県労連の構成組織である中央官庁及び地方自治体、教育など公務の職場においても増加傾向を示しており、処遇改善の面からみて、地域別最低賃金の水準に大きな関心を持つこととなっています。

賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。また、首都圏などとの地域間格差を解消する必要があります。現行の最低賃金について、さらなる改善が求められていると考えます。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2024年の春闘は大企業を中心に5%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は26か月連続減少となっており、物価高に賃上げが追い付いていない状況にあります。しかも、この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり897円です。ひと月173.8時間働いたとすれば155,899円です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナスがないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。秋田は897円ですので、格差は時間額216円です。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は岩手、徳島、沖縄について金額が低く、全国最低位のままです。

全労連と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額201,000円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間だと1,691円になります。最低賃金の大幅引上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

最低賃金の引上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労連は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1,500円に引上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1,500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1,500円に引上げた場合、賃金総額が1,795億円増加し、家計消費支出も1,750億円

増加。税収も180億円、国税112億、地方税68億、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が11,000人といい結果が出ています。最低賃金の上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです

最低賃金引上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

秋田県労連・秋田県春闘懇は2024年5月後半から7月15日までの約2か月間、組織内外の非正規雇用労働者を対象に、「最賃に関するアンケート」を実施しました。アンケート用紙直接記入及びgoogleフォームでの回答を求めた結果、241人から回答が寄せられました。その結果、現行の最低賃金897円は安いとの回答が229人で圧倒的であり、まあまあの回答は9人とどまりました。「いくらが適正か」との問いには1,000円が68人、1,500円が54人、次いで1,200円が50人となっています。一言欄には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6月29日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には91人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「897円1人、1,000円19人、1,300円16人、1,500円55人」の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897円はあまりにも低すぎる。東京では高校生のアルバイトも1,200円から1,300円、格差が大きすぎる」「えっ！住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな？」といった声が出されていました。

る労働組合です。

加盟組合は病院・施設26組合、個人加盟組合2組合、組織数は約4,800人です。上部団体には日本医療労働組合連合会があり、組織数は170,000人となっています。

さて、昨年の秋田県最低賃金は時間額44円引き上り897円となりました。過去最高の引上げ額となり、円安や物価高騰など厳しい経済状況を踏まえ、真摯に検討された結果であると拝察します。秋田地方最低賃金審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。同時に、昨年の引上げ幅は物価上昇に追いつくことができず、残念ながら実質プラス改定にはなりません。賃金はそれによって自立して生計が営めるものではなくてはなりません。さらなる改善が求められると考えております。今年度の審議会にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、そして憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう賃金の実現を目指し、精力的に審議を行っていただきたくお願い申し上げます。

先般、医療や介護現場などで動くケア労働者を政府は、社会基盤を支えている労働者と認識され、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であることをあげ、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出しました。2022年10月からは、診療報酬と介護報酬の臨時改定が行われ、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されました。自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものになりました。しかし、賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しました。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数でみれば、17万8千余りある医療施設の内、対象は2,720施設とわずか1.5%程度に過ぎませんでした。さらに、2024年6月から施行された報酬改定も同様、賃上げ対象を限定し現場に差別を持ち込むこととなっています。コロナ禍において国民の命や健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではありません。さらに、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年、2024年の春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、賃上げの流れから取り残されてしまった結果となりました。労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきであることを実感させられました。ここで着目しないといけないのは、公定価格である診療報酬の下で、労働者

の賃金に地域間格差が生じる事です。地域別最低賃金の低い地域のケア労働者の賃金はそれに比例して低く、地域別最賃の影響を大きく受けています。社会的公平性の向上のために最低賃金引上げが必須であると強く感じます。

現に存在する所得格差は社会的不安や対立を引き起こし、社会全体の安定性を損なうこととなっています。医療機関で働く労働者の中には非正規雇用者は少なくなく、その中には貧困ラインを下回る収入で生活している家庭も存在しているといわれています。最低賃金引上げは生活必需品やサービスの購入能力を高め、貧困層の経済的安定を図るために不可欠です。生活の質を向上させることは全体的な社会の幸福度を高め、貧困の悪循環を断ち切る第一歩とも考えられます。また労働市場に置き換えて考えても労働者の仕事への満足度やモチベーションが向上し、それにより、より高い生産性を生み市場全体の効率が改善されることが考えられ、高い賃金はまた、より多くの人材や優れた人材の確保と定着を促進させる要因になりうると考えます。

医療や介護福祉の分野において新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない医療崩壊や、介護を受けたくても受けられない介護崩壊が現実起きています。そして現在もなお、ケア労働者らはコロナ感染に直面しながらも日々働いております。こういった医療介護崩壊は感染対策はもちろんのこと、ほかの先進諸国に比べても圧倒的に少ない看護師や介護職員などのケア労働者不足が根本的な原因です。我々がおこなった調査では職場の不満のトップは正職員、非正規職員ともに賃金が安いことが明らかとなり、続いて人員が少ないことが挙げられております。また、非正規職員からは正職員との賃金格差の声が挙げられております。さらに、政府への要求として最も多く挙げられたのは最低賃金引上げ、地域間格差の解消となりました。寄せられた声には物価が上がっているのに賃金が上がらないなどの声もありました。秋田県全体を見ても人口減少や人の流出が喫緊の課題となっております。人手不足が長年続いている状況を解消するためにはケア労働者の賃金改善、最低賃金引上げは待ったなしの状況です。こうした状況を踏まえ、2024年の地域別最低賃金の改定にあたり、「最低賃金を早急に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度においても大幅な引上げを実現すること」「全国一律最賃制度を展望し、賃金水準の引上げ及び地域間格差を大幅に縮小すること」「最低賃金引上げへの理解を得られるよう、政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化することを、審議会の意見として表明すること」「同時に、物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業への特別の支援を継続すること」を求めます。以上よろしくお願いたします。

○長岐部会長

ありがとうございました。ただ今、参考人お二人の意見につきまして、各委員から何かご質問はございますか。

特にないようですので、これをもちまして参考人からの意見聴取を終了します。

参考人の意見につきましては、今後の審議において参考とさせていただきます。

■■■■参考人、■■■■参考人には、大変お忙しいところありがとうございました。

次に議題3に入ります。議題3は、「秋田県最低賃金の金額審議について」となっております。

それでは、労使各側からの「基本的な考え方について」及び「金額提示」について、ご意見をお聞かせ願います。

事務局は、労働者側・使用者側の資料を配付して下さい。

初めに、労働者代表委員の方から「基本的な考え方について」及び「金額提示」について、ご説明をお願いします。

○佐藤(伸)委員

審議に臨む労働者委員の基本的考え方と金額提示を読み上げさせていただきます。

お手元の1枚物の資料をご確認ください。全部読み上げると時間がかかりますのでポイントのみお伝えしたいと思います。資料に番号を振っておりますのでそれを参考にご説明いたします。

1と2についてですが、これは昨年度の秋田県の地域別最低賃金引上げについて記載しております。昨年は全国加重平均1,004円になりましたが、この原動力となったのは、Cランクでいち早く目安プラス5円で結審した秋田県の審議会であると受け止めております。その後の厚生労働大臣の発言を引き出すなど、Cランクの各県に強いインパクトを与えたと受け止めています。

ただし、3と4に記載の通り、過去最高の引上げであります。時間額は897円であり、1日8時間、月20日間働いても、記載の月額賃金にしかならない。また、手取りはさらに減少するという事で、物価高騰の影響を加えると、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む水準を確保することは極めて困難である。加えて、首都圏との格差是正も進んでいないということを記載しています。

東京都との額差と表現しておりますが216円、まだ2割の開きがあると記載させていただきました。それから、全国最下位とはなっておりませんが、高知県、宮崎県、鹿児島県とともに、下から3番目の低位となっております。

5には、こういった額差是正を図らなければ、秋田県の賃金は低いとの先入観がさらに広まり、若年労働者の県外流出が加速し、深刻の度合いを増すとともに人手不足に拍車がかかることが心配される場所です。

6は、昨年度も記載しましたが、賃金と人口減少の相関性については、総務省や秋田県の調査でも明らかとなっており、この負の循環を断ち切らなければ、地域社会の維持が困難な状況に陥ってしまうことを述べさせていただきます。

7は、一方で、高卒者の県内就職率は、一部コロナの影響を否定できないものの、この3年間70%台で推移しています。人数は減少してはいますが、この流れを定着させ、若者が地元で働き続けられる環境を整備していくためにも、賃上げこそが最大の対策であるとの観点から、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」を実現し、賃上げ主導による地域経済と地域社会の活性化を実現しなければならないと思っております。

8については、何度も申し上げられている通り、賃上げが困難な小規模事業所等に向けて、国や自治体の助成制度の周知・徹底を図り、拡充させていくことが必要であると思っております。賃上げの原資を生み出す価格転嫁の取り組みを労使一体となって推進し、実効性を高めていくことが継続して求められていると思っております。

9は昨年も述べましたが、こうした対応について、県内の各団体が、「価格転嫁に関する協定」を締結し、取り組みを進めてきました。今年4月1日には、本協定を再締結し、取り組みの強化を図っております。

10は、価格転嫁の重要性が浸透すること、また、物価高にも呼応して、今春季生活闘争で大幅な賃上げが行われる等、賃上げを取り巻く環境の潮目が明らかに変わり、その機運が広がりを見せていると受け止めております。今こそ、昨年以上に当審議会の自主性を発揮し、「秋田県の時給1,000円」への早期到達を見据えたうえで、最低賃金引上げの流れを堅持していきたいと考えております。

11は、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の不安定化によるエネルギーコストの高騰に加え、食料品の価格も高止まりする中、経済全体は厳しい状況にありますが、物価高は、最低賃金で働く仲間だけでなく、すべての働く者の生活を直撃しております。実際、実質賃金はリーマンショック超えの26ヶ月連続で戦後最長前年割れとなっている状況です。

12は繰り返しになりますが、物価高に負けない賃上げを実現し、賃上げの好循環を作り出し、定着させこうした状況を打開してまいりたいところです。

13は、金額提示になりますが、昨年と同様の記載になっておりますが、2025年までに、秋田県の最低賃金を2年間で1,000円とする目標を軸に、最低賃金近傍で働く労働者が深刻な影響を被る食料品の過年度物価指数が2023年平均で前年より8.3%上昇していること、加えて中央最低賃金審議会における労働者側の提示額等も考慮し、秋田県の最低賃金を67円、7.47%以上引上げ、「時間額964円」以上とするよう求めます。以上です。

○長岐部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者代表委員の方から「基本的な考え方について」及び「金額提示」について、ご説明をお願いします。

○小野委員

私の方から説明させていただきます。基本的な考え方及び金額提示の前に環境・影響について1番に記載しております。

中小企業庁の「中小企業景況調査」によれば、今年の4－6月期の業況判断D Iは前期比2.6ポイント増のマイナス15.7と大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D Iは70.3と依然高い水準にあります。また、日本銀行秋田支店による6月の「全国企業短期経済観測調査」での中小企業の業況判断は全産業で前回3月調査から6ポイント悪化してマイナス1、先行きについては足元からさらに2ポイント下がってマイナス3となり、製造業・非製造業とも悪化を見込んでおります。

労働需給の状況は、先ほどの「中小企業景況調査」によれば、従業員数過不足D Iは全産業で1－3月期比0.3ポイント改善したものの、依然として21.6と深くマイナスに沈んでおりまして、特に建設業やサービス業といった非製造業において人手不足感が根強い状況にあります。

物価動向については、2023年以降、消費者物価指数の上昇は減少傾向にあったものの、足元では円安等もあり、プラスで推移し、今年6月の持家の帰属家賃を除く総合は前年同月比プラス3.3%と高い水準にあります。

こうした状況を踏まえて、基本的な考え方ではありますが、昨年度の最低賃金は、「より早期に全国加重平均1,000円以上」を目指す政府方針や近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案したうえで各地方最低賃金審議会で調査審議がなされ、全国加重平均でプラス43円、4.5%の大幅引上げとなりました。秋田県においては前年比プラス44円、実に5.2%増の引上げとなり、その結果、当県の影響率は22年度に引き続き20%台に達し、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼすに至ったことは周知のとおりです。

働く人の生活を支えるセーフティーネットとして、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なります。最低賃金の審議にあたっては、最低賃金法に定める3要素について、データに基づき納得感のある審議を行っていくことが極めて重要と考えています。

また、日本商工会議所で今年初めて、中小企業を対象に、連合のまとめと違いまして組合のない中小企業も含まれていますが、こちらの賃上げの状況を調査しました。その結果によりますと、正社員の賃上げ率は3.62%となりました。また、「賃上げ実施または実施予定」と回答した企業は全体の74.3%と高い水準になりましたが、賃上げ実施企業の約6割は、業績改善が見られない中でのいわゆる「防衛的賃上げ」であります。さらには、厳しい人手不足の中でも賃上げに取り組むことができない企業が相当数存在する背景には、価格転嫁の問題があります。最低賃金の審議にあたりましては、原材料やエネルギー、人件費等のコスト増を取引価格に適正に反映できていない中小・小規模事業者が相当数存在する現状についても十分に考慮すべきであると考えています。

さらには、秋田県の企業倒産件数は前年度下期から急増しています。とりわけ業績回復

に十分な体力のない小規模・零細企業の倒産が相次いでおり、原材料価格の高騰や人員不足による人件費上昇による倒産が今後も増勢を辿る可能性が高まっております。地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支える重要なセーフティーネットでもあります。企業の事業継続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、納得感のある最低賃金水準に決定すべきであると思っております。

金額提示であります。使用者側としては、最低賃金決定の3要素を総合的に示している「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えに変わりはありません。令和6年度の最低賃金は、「第4表」③の継続労働者に限定したCランクの上昇率プラス3.1%となっております。こちらを踏まえ、現行比プラス28円の925円を上限に、審議を進めてまいりたいと考えます。以上です。

○長岐部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から「基本的な考え方について」及び「金額提示」についてご説明をいただきました。ただ今の基本的な考え方に基づいた提示金額は、労働者側はプラス67円の964円、使用者側はプラス28円の925円ということでした。

それでは、労使双方の主張に対して、各委員から補足意見、ご質問等ありませんか。

○臼木委員

基本的な考え方並びに金額提示について労使双方の代表者の方々から丁寧なご説明をいただきました。それぞれの考え方について主張・考え方に基づいた金額提示については双方のよって立つところに基づいての提示ということで、これから議論を進めていくことになると思います。労使双方の委員の方にこの時点で確認をさせてください。

目安額が提示されております。従う必要があるかないかでございますと、ビデオレターを本審で見ましたが、それに従えとか、上回るのも下回るのも法的な拘束力はなく、あくまで目安というご指摘はあったのですが、とはいえ、目安額が提示されております。この文案を作成する際に50円と提示される前にロジックを組み上げていらっしゃる可能性もあるので、それを斟酌なく純粋に数字を組み上げたのではないかとは思いますが。あえて今日、50円という目安額の提示があったうえでの金額67円と28円それぞれありますが、目安額についてどういう受け止めをしているのか現時点でお聞かせください。

○長岐部会長

ここは公開の場ですので、お応えできる範囲でお願いします。

○小野委員

基本的な考え方の中でも申し上げていますが、最低賃金の3要素の生計費・賃金・支払い能力が秋田県内の中においてどういう状況にあるのかについて納得のいく数字であれば、目安額を斟酌しながらではありますが、基本は3要素が秋田県内においてどうであるのかを議論していくスタンスであります。

○長岐部会長

原理原則に基づいて地賃独自できちんと3要素を考えなさいということですね。労働者側委員はどうですか。今の段階で言えることはありますか。

○佐藤(伸)委員

労働者側としては、骨太の方針が出た時点で、これまでの流れからすれば春季生活闘争、春闘の賃上げは考慮されると受け止めておりました。目安は出ないとわかりませんが、5%というところで限られた組織労働者の賃上げで、特に大企業ということもありましたが、含めないところにも波及させるためには、やはり賃上げに追いついていかなければならないことも踏まえて50円にはなると推測しました。その中で、勘案して物価高や食料費の高騰や連合本部が全都道府県の半分を1,000円にするためには67円必要だと中賃で示しましたので、それを踏まえての金額提示となっています。

○長岐部会長

金額提示を含め、基本的な考え・補足意見ありがとうございます。これから実質的審議を行いますが、審議の進め方について意見ございませんか。

○佐藤(伸)委員

公労・公使会議をお願いします。

○長岐部会長

それでは、いろいろ意見をいただきましたが、それを踏まえて、引き続き公労・公使で個別に会議を行いたいと思います。よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

どちらが先に行いたいという意見はございますか。

○委員多数
ありません。

○長岐部会長
それでは、労働者側から行いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数
異議なし。

○長岐部会長
では、そのように進めたいと思います。

これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項の「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数
異議なし。

○長岐部会長
それでは、非公開といたします。

まず、別室で公益委員3名が協議した後、労働者側からお呼びしますので、よろしくお願ひします。

個別会議の場所等について、事務局からお知らせ下さい。

○佐藤賃金室長

公労・公使個別会議の別室として、合同庁舎4階秋田労働局会議室を、その間の労使委員の打ち合わせ場所として隣の第二会議室を準備しておりますので、よろしくお願ひいたします。

【 公使会議・公労会議 】

○長岐部会長

大変長らくお待たせいたしました。それでは、審議を再開します。

双方から意見を伺いましたが、本日のところは、当初提示金額から大きな歩み寄りはなく合意に至りませんでしたので、本日の金額審議は、これまでにしたいと思いますが、よ

ろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

今回の専門部会も引き続き金額審議を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に議題4の「今後の専門部会の開催日程について」審議します。

事務局から説明して下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、専門部会の日程をご説明いたします。資料3をご覧ください。第2回専門部会を、8月2日の金曜日、午後1時30分から会場はこちらの第1会議室で開催いたします。

第3回専門部会につきましては、8月5日の月曜日午後1時30分から、隣の第2会議室で開催する予定となっております。

委員の皆様には、審議方針にありますとおり「審議の実質的促進を図り、発効日を早めるよう」とありますので、ご努力いただきますようお願いいたします。

なお、審議継続となった場合は、8月9日の金曜日を予備日として午後に第4回専門部会となりますのでよろしくお願ひいたします。

今後の審議状況によりましては、改めて日程調整させていただくこともあり得るかもしれませんので、その際は改めて調整させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○長岐部会長

事務局から、今後の部会の審議日程などについて提案がありましたが、何か質問・意見などありますか。

特にないようですので、今後の部会審議は事務局の日程案のとおり行うこととしますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

続いて、議題5の「その他」について、事務局から何かありますか。

○我妻賃金指導官

先ほど審議日程をご了承いただきましたので、8月2日金曜日開催の第2回専門部会の開催通知を、本専門部会終了後、各委員にお渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○長岐部会長

みなさんから他に何かございませんか。

特にないようですので、第1回専門部会を閉会します。

次回、第2回専門部会は、8月2日金曜日の午後1時30分から、第1会議室において行いますので、よろしく願いいたします。本日はお疲れ様でした。